

会計年度任用職員募集要項（福祉局アシスタント職員（一般業務））（遅番）

| 項 目 | 内 容 |
|--------------|--|
| 職名 | 会計年度任用職員（福祉局アシスタント職員（一般業務）） |
| 任用根拠 | 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員 |
| 採用予定人数 | 1名程度 |
| 任用期間 | 任用開始日から令和8年3月31日まで ※ 任用開始日は、個別に調整の上決定します ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 <u>なお、期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u> |
| 勤務職場 | 福祉局児童相談センター保護第二課（練馬区石神井台） |
| 職務内容 | 保護所入所児童の処遇業務補助、生活指導業務補助 |
| 応募資格・求められる能力 | （1）児童福祉の促進に熱意と理解のある者 （2）パソコンの基本的操作について、迅速に業務を遂行することができる者 （3）服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができる者 （4）災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること なお、（1）～（4）を満たしても、兼業又は兼職をする場合は、次の要件を満たさなければ任用できません。 ・東京都において2つ以上の会計年度任用職員の職に任用される場合、複数の職の勤務時間の合計が、任期を通じて1週間当たり31時間以内であること ・全ての事業場（都、他の自治体、民間企業等）での労働時間を通算して、1週間当たりの労働時間が40時間未満であること |
| 勤務日数 | 月16日以内（応相談の上、勤務日数を設定） |
| 勤務時間 | 16時00分から21時00分まで（一日5時間00分） 所定勤務時間を超える勤務無（業務の必要上やむを得ない場合のみ） |
| 休憩時間 | なし |
| 休暇等 | （有給）年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給）育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、妊娠症状対応休暇、子育て部分休暇 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 |
| 報酬額 | 時間額 1,230円 通勤手当相当額を別途支給（上限7,100円/日） ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の15日までに口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり |
| 社会保険 | 共済組合、厚生年金保険、雇用保険の加入無し |
| 応募方法等 | 次の応募書類を申込フォームで送付してください。 応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。 |

| | |
|------|--|
| | <p>なお、応募書類お返却しませんのであらかじめ御了承ください。</p> <p>(1) 応募書類</p> <p>ア 会計年度任用職員申込書</p> <p>※ 志望動機欄は必ず御記載ください。(欄内に書ききれない場合は、別紙でも可)。</p> <p>※ 連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。</p> <p>※ 「特記事項・自由意見」欄に「①希望勤務日数②いつから勤務可能か」を記載してください。</p> <p>(2) 申込期限</p> <p>随時募集</p> <p>※ 順次選考を行い、合格者が任用予定人数を満たした場合は、応募を締め切ります。</p> <p>(3) 申込先</p> <p>応募書類を申込フォームで送付してください。</p> <p>フォームの URL : https://logoform.jp/form/tmgform/1025528</p> <div data-bbox="1315 734 1485 904" style="text-align: right;">  </div> <p>※ 必ずインターネットで申込みをしてください。</p> <p>※ 東京都児童相談センターが、やむを得ない事情があると認めた時は、郵送又はメールでの申し込みを受け付けますので、事前にお問合わせください。また、身体の障害等によりインターネット申し込みが困難な人も、東京都児童相談センターへお問合わせください。</p> <p>※ 申込みを確認しましたら、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。</p> |
| 選考方法 | <p>(1) 第一次選考 (書類選考)</p> <p>(2) 第二次選考 (面接)</p> <p>※ 合否結果については、本人宛メールにより通知します。</p> <p>※ 電話連絡をさせていただく場合もございます。また、選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できませんので御了承ください。</p> |
| 問合せ | <p>〒169-0074 東京都新宿区北新宿四丁目6番1号</p> <p>東京都児童相談センター事業課庶務担当</p> <p>電話：03-5937-2302 (直通)</p> |

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。